

海 外 出 張 報 告 書

出張目的： IASB 会議（2016 年 12 月）傍聴

日 時： 2016 年 12 月 13 日（火）、12 月 14 日（水）

場 所： ロンドン IASB 本部

出 張 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 藤原 由紀

IASB 会議（2016 年 12 月）傍聴報告

日時：2016 年 12 月 13 日（火）、12 月 14 日（水）

スケジュール： 付録 1 を参照

場所：ロンドン IASB 本部

審議会は、2016 年 12 月 13 日から 14 日にかけて、英国ロンドンの IFRS 財団の事務所で公開の会議を開催した。

議論のトピックは以下のとおりであった。

- 資本の特徴を有する金融商品
- IFRS 基準の適用及び維持管理
- 料金規制対象活動
- IFRS タクソノミ（教育セッション）
- 概念フレームワーク
- 基本財務諸表
- 開示に関する取組み

【12 月 13 日（火）】

資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

審議会は 2016 年 12 月 13 日に会合して、資本の特徴を有する金融商品（FICE）に関するリサーチ・プロジェクトについて議論した。

審議会は、これまでの議論の要約を示された（アジェンダ・ペーパー5A、情報目的のみで提供）。

アジェンダ・ペーパー5B：「自己の資本」に係るデリバティブへのガンマ・アプローチの適用

この会議で、審議会は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」に基づく分類に実務上の困難があったデリバティブの分類に、ガンマ・アプローチがどのように適用されるのかを議論した。審議会は、特定の変数を有するデリバティブが、残余金額のみに依存するのかどうかについて議論した。

アジェンダ・ペーパー5B に示された分析に加えて、審議会は、行使価格が外貨建である非支配持分に係るデリバティブの分類へのガンマ・アプローチの適用について検討するようスタッフに依頼した。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は次のことを議論する。

- a. 契約上の権利及び義務の実質並びに法律上及び規制上の要求事項との相互関係
- b. 資本性金融商品の認識、認識の中止及び分類変更

IFRS 基準の適用及び維持管理（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は 2016 年 12 月 13 日に会合して、適用及び維持管理のプロジェクトについて議論した。

顧客との契約から生じる収益（口頭でのアップデート）

審議会は、FASB が 2016 年 11 月 7 日に開催した移行リソース・グループ（TRG）の米国の利害関係者の会合に関する口頭のアップデートを受けた。この TRG 会議で議論された論点に関して、審議会によるフォローアップを要するものはなかった。

アジェンダ・ペーパー12：IFRIC Update

審議会は、IFRS 解釈指針委員会（解釈指針委員会）の 2016 年 11 月の会議からのアップデートを受けた。この会議の詳細は IFRIC Update で公表されている。

アジェンダ・ペーパー12A－12E：IAS 第 19 号及び IFRIC 第 14 号の修正案

審議会は、IAS 第 19 号「従業員給付」及び IFRIC 第 14 号「IAS 第 19 号——確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」の修正案に関する解釈指針委員会の提案について議論した。

この会議で、審議会は、IFRIC 第 14 号の修正を、若干の文言変更を条件として、最終確定することを暫定的に決定した。10 名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、1 名は欠席した。

IAS 第 19 号の修正について、審議会は、軽微な制度事象（すなわち、過去勤務費用や清算損益に重要性がないであろう制度事象）を修正の範囲に含めることの影響を検討するよう解釈指針委員会に求めた。

軽微な制度事象のトピック以外については、審議会は、IAS 第 19 号の修正を最終確定するという解釈指針委員会の提案に、若干の文言変更を条件として、同意した。10 名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、1 名は欠席した。

審議会は、アジェンダ・ペーパー12D（経過措置、発効日及び初度適用）とアジェンダ・ペーパー12E（デュー・プロセスのステップ）については今回の会議で議論しなかった。

今後のステップ

今後の会議で、解釈指針委員会は、軽微な制度事象を IAS 第 19 号の修正の範囲に含めることの影響について議論する。審議会はそれから、このトピックに関する解釈指針委員会からの提案を今後のボード会議で、経過措置、初度適用、発効日、デュー・プロセスのステップとともに検討する。

アジェンダ・ペーパー12F：IFRS 第 9 号「金融商品」：期限前償還オプション

審議会は、対称的な「メイクホール（make whole）」期限前償還オプションの付いた金融資産に関する IFRS 第 9 号「金融商品」についての狭い範囲のプロジェクトをアジェンダに追加すべきかどうかを議論した。審議会は、このような期限前償還オプションの付いた金融資産に IFRS 第 9 号を適用した場合の分類について、解釈指針委員会からのフィードバックの要約とともに検討した。解釈指針委員会のメンバーは、審議会がこのトピックをアジェンダに追加するよう提案していた。

審議会は、対称的な「メイクホール」期限前償還オプションの付いた金融資産に関する狭い範囲のプロジェクトを追加するというスタッフ提案に同意した。

8 名の審議会メンバーがこの決定に賛成して 2 名が反対し、1 名は欠席した。

今後のステップ

審議会はこのトピックを 2017 年 1 月の会議で議論する。

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

審議会は 2016 年 12 月 13 日に会合して、料金規制対象活動についての新しい会計モデルの提案を検討した。

審議会は次のことを検討した。

- a. 提案されたモデルの概要（目的及び原則の説明を含む）と、企業が規制資産及び規制負債をどのように認識することになるのかを示す数値例（アジェンダ・ペーパー9A）
- b. 会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）のメンバーが表明した懸念に、モデルの中でどのように対応しているのかの要約（アジェンダ・ペーパー9B）

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は、提案されたモデルにおける範囲、認識、測定、表示及び開示のより詳細な分析について議論する予定である。

IFRS タクソノミ（教育セッション）（アジェンダ・ペーパー25）

審議会は 2016 年 12 月 13 日に会合して、公表予定の IFRS タクソノミ・アップデート案に関する概要を示された。

審議会は何も決定を求められなかった。

【12 月 14 日（水）】

概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10）

審議会は 2016 年 12 月 14 日に会合して「概念フレームワーク」プロジェクトについて議論した。特に、2015 年 5 月の公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（公開草案）から、審議会は測定、資本維持、事業活動及び認識の中止について議論した。さらに、審議会は長期投資が財務報告に与える影響について議論した。

アジェンダ・ペーパー10B、10C 及び 10D：測定：測定基礎を選択する際に考慮すべき諸要因の文案再作成

審議会は、公開草案の第 6 章「測定」の下記のセクションの改訂後の文案について議論した。

- a. イントロダクション
- b. 測定基礎及びそれらが提供する情報
- c. 測定基礎を選択する際に考慮すべき諸要因－目的適合性、忠実な表現及び補強的な質的特性

審議会は、改訂後の文案で採用されたアプローチに同意し、改訂「概念フレームワーク」の文言を最終確定する際に考慮すべきいくつかのコメントを行った。

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）からのコメントへの対応

ASBJ は公開草案に対するコメント・レター及び 2016 年 9 月開催の ASAF 会議で次のようなコメントを示し、審議が行われたが、特段の変更は行われていない。

(1) 資産又は負債の特徴という要因は、資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのかに関する決定に影響を与えるにすぎないと考えているため、資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのが、測定基礎を選択する際に考慮すべき唯一の要因であるべきである。

(2) 適切な測定基礎の選択は、会計期末日における「財政状態」の報告の目的と、会計期間における企業の「財務業績」の報告の目的の両方にとって、非常に重要であると考えため、これらの 2 つの異なる目的に留意しつつ、目的適合的な測定基礎の選択に関して記述する ED の 6.54 項を修正すべきである。

(3) 6.44 項の表 6.1 は単一の測定基礎の使用を前提にしているように見えるが、常に単一の測定基礎を使用することに目的適合性があるとは考えていない。

（4）有用性のある純損益を算定するためには、測定基礎を、財政状態計算書の観点と財務業績計算書の観点からそれぞれ適切に選択すべきである。測定基礎は、まず、純損益計算書の観点から選択すべきであり、当該測定基礎は、純損益に関する情報が有すべき基本的な性質を有すべきであり、それを行うにあたり、純損益と測定の連携を図る必要がある。

アジェンダ・ペーパー10E：事業活動と長期投資

審議会は、公開草案で提案した事業活動に対するアプローチを確認することを暫定的に決定した。具体的には、改訂「概念フレームワーク」では、企業が事業活動を行う方法が、会計単位、測定並びに表示及び開示にどのように影響を与える可能性があるのかを論じるが、事業活動を財務報告のすべての領域に影響を与える最重要の概念として導入することはない。

11名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

さらに、審議会は、公開草案で提案した長期投資に対するアプローチを確認することを暫定的に決定した。具体的には、改訂「概念フレームワーク」では次のことは行わない。

a. 事業活動としての長期投資についてのコメントはしない。特定の種類の事業活動の影響についての議論は、改訂「概念フレームワーク」で一般的に開発するのではなく、個々の基準において開発するのが最も適切であるからである。

b. 長期投資に関連した具体的な測定又は表示の概念を記載することはない。改訂「概念フレームワーク」では、審議会が測定及び表示に関する基準設定の意思決定（長期投資に関する決定を含む）を行う助けとなるのに十分な概念を提供するからである。

c. 財務諸表の主要な利用者の情報ニーズについての議論を、報告企業に対する長期投資者の情報ニーズについての追加的な議論で補足することはない。改訂「概念フレームワーク」では、審議会が財務諸表のすべての主要な利用者（長期投資者を含む）のニーズに適切に対処するための十分な概念を提供するからである。

11名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

アジェンダ・ペーパー10F：資本及び資本維持の概念

審議会は次のことを暫定的に決定した。

a. 改訂「概念フレームワーク」に、資本及び資本維持に関する現行の章を引き継ぐ。

b. 改訂「概念フレームワーク」のその章で、イントロダクションとして説明的な記述を行う。このイントロダクションは、その章は「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」の残りの文言であり、「概念フレームワーク」プロジェクトにおいて更新されていない旨を記載する。

8 名の審議会メンバーがこれらの決定に賛成し、3 名が反対した。

アジェンダ・ペーパー10G：認識の中止

審議会は次のことを暫定的に決定した。

a. 公開草案の 5.25 項から 5.32 項で提案した認識の中止の概念を確認する。11 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

b. 公開草案の 5.33 項から 5.36 項の契約変更の議論を維持する。ただし、契約変更で追加された新たな権利及び義務を新たな資産又は負債として会計処理すべきかどうかを検討する際に、公開草案で提案した当該権利及び義務は「別個のもの」であるべきであるという考え方は、会計単位に関する概念への言及に置き換えることになる。11 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

ASBJ からのコメントへの対応

アジェンダ・ペーパー10G において、ASBJ からのコメントとして、以下の内容が紹介された。

ASBJ は、公開草案の 5.26 項の 2 つの目的¹に同意するものの、利用者が企業に流入する将来純キャッシュ・フローの見込みを評価するために、企業の財務業績に関する情報が、企業の財政状態に関する情報よりも重要であるとして、2 つの目的が不整合の場合には、IASB が企業の資産及び負債の変動に関する情報を優先することを明確化するように提案した。

これに対しスタッフは、両方の目的は妥当であり、一方が他方よりも重要であるということはできないと考えるとしている。いずれかを優先することは、概念フレームワークの他の領域での IASB の暫定決定（財政状態計算書と財務業績計算書の両方についての意思

¹ 公開草案 5.26 項では、認識の中止に関する会計上の要求事項は次の両方を忠実に表現することを目的としていると述べていた。

(1) 認識の中止の原因となった取引又は他の事象の後に保持した資産及び負債（当該取引又は他の事象の一部として取得、発生又は創出された資産又は負債を含む。）
(2) 当該取引又は他の事象の結果としての企業の資産及び負債の変動

決定の影響を考慮する場合にいずれかを優先しない）と整合しないとして、公開草案の提案を変更しないことを提案している。

審議会から、このスタッフの分析に反対する意見は聞かれなかった。

今後のステップ

2017 年 1 月のボード会議で、審議会は測定に関する概念について議論する。

さらに、審議会は公開草案「概念フレームワークでの参照の更新」について議論する。

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

審議会は 2016 年 12 月 14 日に会合して、基本財務諸表プロジェクトの範囲について議論した。

アジェンダ・ペーパー21：プロジェクトの範囲——カバーノート

審議会は、財務業績の計算書とキャッシュ・フロー計算書の的を絞った改善に焦点を当てることを暫定的に決定した。11 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、本プロジェクトの後の方の段階で、本プロジェクトのデュー・プロセスのアウトプットとしてディスカッション・ペーパー又は公開草案のいずれを公表するのかを決定する。11 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

アジェンダ・ペーパー21A：プロジェクトの範囲—財務業績の計算書

審議会メンバーは、合意により、下記のトピックを採求することを暫定的に決定した。

- a. 財務業績の計算書において追加的な小計を要求すること——利息及び税金費用控除前利益（EBIT）あるいは営業利益
- b. 現行の IFRS 基準における収益及び費用の表示の選択肢の一部を削除すること（例えば、確定給付負債の純額に係る利息純額）
- c. 業績測定値の使用に関するガイダンスを示すこと（非経常的、非通例的又は稀にしか生じない項目の区分表示を含む）

- d. その他の包括利益（OCI）に関する情報を伝達するための、より適切な方法

アジェンダ・ペーパー21B：プロジェクトの範囲－その他の基本財務諸表及びセグメント別報告

審議会は、下記のトピックを探索することを暫定的に決定した。

- a. キャッシュ・フロー計算書における利息及び配当の現金への影響の分類についての選択肢の廃止。11 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. キャッシュ・フロー計算書と財務業績の計算書での営業セクションの一致。11 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- c. キャッシュ・フローの間接的な調整表について首尾一貫した出発点の要求。11 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- d. 少数の業種についての財務業績の計算書と、キャッシュ・フロー計算書及び財政状態計算書のひな形の開発。11 名の審議会メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成し、3 名が反対した。
- e. 基本財務諸表における項目の集約及び分解に関する原則の開発。11 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、財政状態計算書の的を絞った改善を検討しないことを暫定的に決定した。ただし、基本財務諸表の他の領域での作業により、当該計算書の考え得る改善が識別された場合を除く。11 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

さらに、審議会は、セグメント別報告や非継続事業の表示は本プロジェクトの一部とすべきではないと暫定的に決定した。11 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

スタッフは 2017 年第 1 四半期に審議会との議論を開始する予定である。

開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）

審議会は 2016 年 12 月 14 日に会合し、開示に関する取組みの下記のトピックについて議論した。

- a. 重要性の定義
- b. 重要性に関する実務記述書
- c. IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の修正案－現金に対する制約についての提案

重要性の定義

アジェンダ・ペーパー11A：重要性の定義の明確化の提案とデュー・プロセスの要約

2015 年 4 月に、審議会は、開示原則のディスカッション・ペーパーに置いて、重要性の定義の精緻化と主要な特徴の明確化（明確化の提案）を暫定的に決定した。当該ディスカッション・ペーパーには、重要性の定義に根本的な変更を加えない論拠も記載するとしていた。

今回の会議で、審議会は、明確化の提案を公開草案で別個に公表することによって、作業を加速することを決定した。11 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

さらに、

- a. 審議会メンバー全員が、審議会が公開草案の公表に必要なデュー・プロセスを完了したと納得していることを確認した。したがって、審議会はスタッフに書面投票を開始するよう指示した。
- b. 公開草案を公表するという決定に反対する意向を示した審議会メンバーはいなかった。
- c. 審議会メンバー全員が、公開草案のコメント期間を 120 日とすることに合意した。

重要性に関する実務記述書

公開草案「IFRS 実務記述書：財務諸表への重要性の適用」（実務記述書案）は、2015 年 10 月に 120 日のコメント期間で公表された。実務記述書案の目的は、経営者が重要性の概念を IFRS 基準を適用して作成される一般目的財務諸表に適用する際の助けとなることである。

アジェンダ・ペーパー11B：過年度情報

審議会は、当期の財務諸表で提供される過年度情報への重要性の適用に関するガイダンスについて議論した。審議会は、最終の実務記述書は次のようにすべきであると暫定的に決定した。

a. 過年度情報に対しての 2 つの異なるアプローチ（「対応数値」及び「比較財務諸表」アプローチ）の存在を記述したり認めたりすることを避ける。11 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

b. 説明的で記述的な過年度情報を提供すべきかどうかの評価は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の要求事項に沿って、当期の財務諸表の理解への関連性に基づいて行うべきである。11 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

c. 企業が、IFRS 基準で要求されている最低限の過年度情報に加えて、情報を記載することを選択するか又は要求される可能性があることを認める。基準は追加的な情報の開示を禁じていないが、そうした情報が基準に従って作成されること及び当該基準に従って重要性のある情報を不明確にしないことを要求している。7 名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、4 名が反対した。

アジェンダ・ペーパー11C：従ったデュー・プロセスのステップ

審議会は、実務記述書を開発するにあたって取られた強制及び任意のデュー・プロセスのステップをレビューした。審議会は下記についても検討した。

a. 影響分析の必要性

b. IASB 及び IFRS 解釈指針委員会の「デュー・プロセス・ハンドブック」における再公開の要件

c. 実務記述書の発効日

11 名の審議会メンバーのうち 10 名が、審議会が重要性の実務記述書のプロジェクトに関して要求されていたすべてのデュー・プロセスのステップを完了したと納得していることを確認し、スタッフに書面投票プロセスを開始するよう依頼した。1 名の審議会メンバーが欠席した。今回、出席した審議会メンバーの中には、重要性に関する最終の実務記述書の公表に反対する意向を示している者はいない。

IAS 第 7 号の修正案－現金に対する制約に関する提案

アジェンダ・ペーパー11D：現金及び現金同等物に対する制約に関する開示

審議会は、2014 年 9 月に公表された公開草案「開示に関する取組み」（IAS 第 7 号の修正案）に含まれていた現金の制約に関する提案についての作業を進めないことを決定した。審議会は、これらの提案に関して行った作業が IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビューに情報を与えるであろうことに留意した。

6 名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、4 名が反対した。

今後のステップ

審議会は、重要性に関する最終の実務記述書及び重要性の定義に関する公開草案についての書面投票を 2017 年第 1 四半期に開始する予定である。

作業計画——2016 年 12 月 16 日現在の予想時期

今回の会議で行った決定を反映した作業計画が 2016 年 12 月 16 日に IASB のウェブサイトで更新された。

以 上

付録1 スケジュール

12 月 13 日（火）

時間	アジェンダ項目
10:25-11:15	資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）（予定 60 分→50 分）
11:15-11:20	顧客との契約から生じる収益（口頭でのアップデート）（予定 5 分→5 分）
11:20-13:00	IFRS 基準の維持管理（アジェンダ・ペーパー12）（予定 100 分→100 分）
13:00-14:00	昼食
14:00-16:00	料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）（予定 120 分→120 分）
16:00-16:20	IFRS タクソノミ・アップデート案（アジェンダ・ペーパー25）（予定 30 分→20 分）

12 月 14 日（水）

時間	アジェンダ項目
9:00-11:15	概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10）（予定 120 分→135 分）
11:15-11:30	休憩 15 分
11:30-12:30	基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）（予定 90 分→110 分）
12:30-13:30	昼食
13:30-14:20	基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）（続き）
14:20-15:20	開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）（予定 120 分→60 分）